

令和4年度印旛健康福祉センター運営協議会議事録

1 日 時 令和4年11月2日(水) 午後6時30分～午後7時30分

2 場 所 千葉県印旛合同庁舎 2階大会議室

3 出席者

(1) 委員 瀧田敏幸 岩井泰憲 林 幹人 小池正昭 伊藤昌弘
伊藤とし子 入江あき子 山本義一 高橋祐子 鈴木陽介
笠井喜久雄 小坂泰久 橋本 浩 田中茂雄 佐々木明代
角南勝介 大久保拓也 印宮昭夫

以上18名(敬称略)

(2) 代理 成田市健康増進課長 門井 正和
佐倉市健康推進部参事 細井 薫
八街市健康増進課長 小山田俊之
印西市健康増進課長 坂本 郁子
富里市健康推進課長 藤田 明美

(3) 随行 栄町健康介護課長 丸 彦衛

(4) 職員 センター長 金井 要 副センター長 崎上信二
副センター長 野中麗子 副センター長 安部美香
成田支所長 山本浩史 総務課長 平山洋子
企画課長 川邊俊明 地域保健課長 加藤木好美
地域福祉課長 宮崎 洋 生活保護課長 五木田光太
疾病対策課長 藤木美恵子 生活衛生課長 奥田大介
検査課長 大谷理砂 食品機動監視課長 廣岡恵子
監査指導課長 慶児聡子

4 配付資料

- (1) 印旛健康福祉センター運営協議会次第
- (2) 印旛健康福祉センター運営協議会委員名簿
- (3) 出席者名簿
- (4) 座席表
- (5) 資料1 印旛健康福祉センターの概要について
- (6) 資料2 事前質問について
- (7) 印旛健康福祉センター運営協議会運営要領
- (8) 印旛健康福祉センター運営協議会傍聴要領
- (9) 令和3年度事業年報(暫定版)

5 会議の概要

(1) 開会 (午後6時30分)

(2) 委員及び職員の紹介

委員名簿と座席表に代えて紹介

(3) 報告

委員29名中、委員18名の出席があり、当運営協議会運営要領第8条第2項に規定する定足数を満たし、会議が成立していることを報告。

(4) 傍聴者の報告

傍聴希望者がなかったことを報告。

(5) センター長あいさつ (印旛健康福祉センター 金井センター長)

印旛健康福祉センター長、(兼)印旛保健所長をしております金井要と申します。

本日は御多忙の中、当センター運営協議会に御出席いただき大変ありがとうございます。また、日ごろより当センターの事業の推進に御尽力を賜り、特に今般のコロナウィルス感染症のまん延期におきましては、市役所、町役場の職員の方々の応援をいただくなど大変感謝しております。

さて、当運営協議会は、千葉県行政組織条例に基づき設置されております。本日は、令和3年度の事業実績を説明させていただき、健康福祉センター運営のさらなる向上のため、皆さまから御意見をいただくこととしております。

健康福祉センターは、地域保健法が定める保健所としての機能、また、社会福祉法が定める福祉事務所としての機能を有していることから、多様な事業を所掌しております。本日は、これらの事業について説明させていただきまして、活発な御意見をいただき、今後の健康福祉センター、保健所の活動に生かしていきたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。

(6) 会長あいさつ (酒々井町長 小坂委員)

会長を仰せつかっております、酒々井町長の小坂でございます。

委員の皆さまにおかれましては、日ごろから印旛管内の地域保健、地域福祉に多大な御尽力をいただいていることに対し、心よりお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症のまん延も、既に3年目となっておりますが、年末に向け第8波の到来と、さらにはインフルエンザの流行も懸念されております。このような中、公衆衛生、感染症対策の第一線を担う健康福祉センターの役割は極めて多きものと考えております。

本日は、センター長から最近の事業運営に関する説明がありますので、皆さま方におかれましては、「センターのより良い運営」という観点から、積極的に御議論をいただきますよう、御協力をお願いいたします。

(7) 議長

当運営協議会運営要領第8条第1項の規定により小坂会長が会議の議長として議事進行

(8) 議事録署名人の選出

議長が委員に諮り、承認を得た後、佐々木委員及び印宮委員を指名

(9) 議題

印旛健康福祉センターの概要について

センター長から令和3年度の事業実績の説明があり、その後、委員より寄せられた事前質問に対し、金井センター長が回答した。

【事前質問】

○入江あき子委員

問1 保健師の研修や研究会について

コロナの影響により中止・縮小されたことについて、どのようにフォローアップしているのか。

回答 保健師の研修や研究会等については、

- ・管内保健師業務連絡研究会は、令和3年度は6月、8月、10月、11月、12月、2月に予定していましたが、8月はコロナの第5波にあたり中止いたしました。2月は第6波の時期でしたが、WEB研修により開催し30名ほどの参加を得ています。
- ・管内現任教育の新任期間研修は合同講義を中止しましたが、本年度は2月頃に実施予定としております。
- ・中堅期研修についても昨年度は中止しましたが、本年度は12月に検討会を開催し、今回のコロナへの対応も踏まえて研修内容を検討し、来年度早々の開催を考えております。
- ・保健所保健師ブロック研修会は、香取、海匝、山武、印旛の4保健所が保健所職員の研修のために行っているもので、持ち回りで実施しています。令和3年度もコロナのために開催できませんでした。令和5年度は印旛が担当で、開催予定です。

問2 今後の新興感染症や自然災害等への対応について

今後の新興感染症や自然災害等への対応に備え、計画的に保健師を増員する必要がある。印旛保健所の管轄エリアでの適正数ほどの程度と考えられるのか。

回答 非常事態となると医療従事者だけでなく、医療従事者以外の力も結集して活動することとなるため、必要な人材は保健師のみにとどまりません。

また、保健師の配置等については、毎年度他の職種と同様に人事担当部局と調整しておりますので、具体的な人数等については申し上げられません。

○伊藤とし子委員

問1 コロナ禍における保健所職員の時間外勤務について

新型コロナウイルス対応のため、保健所職員の時間外勤務が問題となっている。本庁での調査によると、令和3年度時間外勤務ワースト10のうち、印旛健康福祉センターは、1人あたり983時間、897時間、858時間と、3人も入っていた。

(1) 令和2年度、3年度で長期療養となった職員はそれぞれ何人か。

回答 令和2年度の長期療養者は2名ですが、2名ともに年度中に復帰しました。3年度では5名で、3年度内に1名が復帰、4年度に3名が復帰しております。残りの1名は育児休業取得者でコロナとは関係ありません。また、4年度は4名で、既に3名が復帰しています。

問2 (2) 今年度の状況について、月80時間超の職員は何人か。

回答 令和4年4月から10月の間で時間外勤務を80時間超した職員は、4月に1名、8月に1名おりました。時間外勤務時間としては、前者が85時間、後者が102時間となっております。

問3 (3) 今年度、職員の増員がされたが、第7波では改善が見られたか。

回答 昨年(令和3年)の第5波のピークの時期と、今年(令和4年)の第7波のピークの時期を比較しますと、本所は昨年の時間外勤務時間が69時間であったのに対し、今年は54時間と15時間の減となっています。

また、成田支所は、昨年64時間であったのに対し、今年は30時間弱と35時間ほど減っています。

これは、職員の増員もありますが、この間にワクチン接種が進んだことやウィルスの質的変異等により重症化する患者が減ったこと、並びにコロナ対応に係る行政機関の事務手続きの大幅な簡素化が図られたこと等が大きな要因と考えます。

問4 生活保護の業務概要について

(1) 生活保護に係る管内の保護動向について、令和元年度から令和3年度に関しては横ばい状況であるが、コロナの影響もあり、令和4年度においてはどのような状況か。

また、扶養照会について、厚生労働省事務連絡には「扶養義務の履行が期待できると判断される者に対して行うこと」とあるが、実施状況について伺う。「生活保護のしおり」には明記しているか。

回答 申請件数は、去年の上半期は25件、今年の上半期は19件と、申請件数は6件の減となっています。

また、被保護世帯、保護人数は、3月末と9月末ともに268世帯で変わらず、被保護人数は1名減となっています。

扶養照会については、「生活保護のしおり」という冊子があり、この中に生活保護を受ける場合の注意書きとして、「能力の活用」、「資産の活用」、「扶養義務者の支援、援助」「他の制度の活用」ということが明記されています。

『扶養義務者の支援・援助』に関しては、親や子ども、兄弟、姉妹からの援助（この中には精神的な支援も含まれます。）が受けられる場合は、受けてください。（扶養義務者の調査はその関係性により行わないこともあります。）と明記しています。

令和3年度の扶養照会は、扶養義務者178名のうち97名の者に対し直接照会が適当でない、または扶養義務の履行が期待できないとして扶養照会を実施しませんでした。また、生活保護受給者の中にはDV等の関係で受給されている方もおりますので配慮が必要となります。

問5（2）生活困窮者住居確保給付金に係る管内の給付状況について、「過去3年間の被給付世帯の推移」によると、支給対象拡大したことから増加したとあるが、令和3年度の43世帯中「無料低額宿泊所」を利用した者は何人か。

回答 令和3年度に当該宿泊施設の利用者はおりませんでした。

問6 成田支所の業務概要について

エイズ相談受付状況、検査受付状況ともに令和3年度はゼロである理由について伺う。

また、性感染症、肝炎検査受付状況も令和3年度はゼロである。できなかった理由について伺う。特に梅毒の患者が増加しているとの報道もあるが、状況はどうか。

回答 成田支所においても、新型コロナウイルス対策のため多くの職員が動員されており、施設内の各部屋を同対策のため使用しており、同業務の実施が困難となったことによるものです。特に当該業務の実施にあたっては、秘匿性が担保されなければなりません。待合室等の確保が困難でプライバシーの確保が困難ため検査を中止としました。

しかし、検査を希望される方には、他に無料検査が実施できる機関として県が委託契約を行っているちば県民保健予防財団を御案内しています。

また、性感染症、肝炎検査についても同様の理由により検査を中止といたしました。

なお、梅毒患者につきましては、令和元年度に3件、2年度に5件、3年度に10件の届出が市中医療機関からありました。

御指摘のように、無料・匿名で行われる検査は、プライバシーが求められていることでもありますので、早期に元の検査体制に戻せるようにしたいと考えています。

【事前質問に関する質疑及び意見】

(入江委員)

所長より丁寧な回答をいただき、また、コロナで大変な現場の陣頭指揮を執っていただいていることに対し感謝申し上げたい。

質問の趣旨としては、コロナという不測の事態ではあるが、正規の保健師といった専門職を中長期的に採用してより専門性を高めていくことが必要ではないか、というような視点で質問をさせていただいた。

研修についてもフォローアップがなされていることは分かったが、千葉県の保健師の数が全国で7番目に少ないというような現状でもあるので、現場の感覚としてこれくらい的人数が必要であるというようなことをもっと強く言っていただけるとよいのかなと受け止めた。

(センター長)

ありがとうございます。御指摘のように普段の状態といざというときの状態ではギャップがありますので、人員の増員については担当者と相談させていただきます。

(伊藤とし子委員)

丁寧な御回答に感謝申し上げます。

性感染症について、対面性も匿名性も担保出来ないことはわかるが、相談できるところがなく、まん延することが懸念されることもあると思うので、大変ではあると思うが積極的な取組み方要望としてお願いしたい。

(センター長)

ありがとうございます。御指摘のように早く本来の体制に戻れるよう努力したいと思います。成田日赤の先生がいらっしゃいますので、性感染症の患者の発生状況について伺ってみてもよろしいでしょうか。

(角南勝介委員)

性感染症については、当院からの届出もポツポツとあるので、増えているという実感はある。しかし、どのような原因によるものかについてはよくわからない。

また、保健師の数が少ないという指摘については、政令市の保健所ではたくさんいて、県の保健所では少ないというようなことが指摘されているように思うので、必要人員の確保に向け御努力をしていただきたいと思います。

(10) その他


特になし。

6 閉会 (午後7時30分)

以上、この議事録が正確であることを証するため、議事録署名人が次に署名、押印する。

令和 4 年 11 月 29 日

議事録署名人

佐々木 明代 

議事録署名人

印 宮 昭 夫 